

公立大学法人大阪市立大学
平成20年度 年度計画

平成20年3月

平成20年度 公立大学法人大阪市立大学 年度計画

平成20年度 年度計画の概要(基本的考え方)	P1	(データベースの充実)	P10
I 教育研究等の質の向上を達成するための措置	P3	⑥都市・大阪のシンクタンク	
1 教育に関する措置		3-2 国際貢献	
(1)教育の内容		(1)国際交流の活性化	
①学生の受入れ		(研究交流)	
(入学者選抜制度)		(学生交流)	
(広報活動)		(情報発信)	P11
②教育課程の編成		(2)国際交流の実施体制	
(学部教育)		4 附属病院に関する措置	
(外国語教育)		(1)附属病院の診療・運営	
(大学院教育)		(2)臨床教育、臨床研究	
(社会人教育)		(臨床教育)	
(高度専門職業人教育)		(臨床研究)	
③授業形態、学習指導法等	P4	II 業務運営の改善及び効率化に関する措置	
(シラバスの充実)		1 運営体制の改善	
(学部教育)		(1)柔軟な組織編成	
(大学院教育)		(組織編成の基本方針)	
(高度専門職業人教育)		(全学共通教育)	
④適切な成績評価等の実施		(大学院教育)	P12
(学部教育)		(2)教育研究等の支援体制の充実	
(大学院教育)		2 多様な人事制度	
⑤ファカルティ・ディベロップメント(大学教員の能力や資質の開発。以下「FD」という。)		(多様な人事制度)	
(全学での取組)		(長期研修制度等)	
(部局での取組)		3 戦略的な予算配分	
(授業の改善)		(全学共通経費)	
⑥教育の成果・効果の検証	P5	4 業務執行の改善	
(追跡調査)		(1)サービス機能の強化	
(外部評価の活用)		(2)柔軟な業務執行	
(2)教育の実施体制等		III 財務内容の改善に関する措置	
(全学共通教育と専門教育の有機的連携)		1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する措置	
(大学教育研究センター)		(学生納付金等)	
(ITの活用)		(科学研究費補助金等)	
(教育の支援)		(共同研究、受託研究、寄附金等)	
(教育の実施体制にかかる特記事項)		(知的財産)	
(3)学生への支援		2 経費の抑制に関する措置	
(学生支援体制の整備)		(管理的経費の抑制)	P13
(学習相談・助言)		3 資産の運用管理の改善に関する措置	
(キャンパスライフの充実)		(資産の効率的・効果的運用)	
(キャリア形成支援)	P6	IV 自己点検・評価及び当該情報の公開等に関する事項	
2 研究に関する措置		1 評価制度の確立	
(1)研究の実施体制		(1)教員の業績評価制度の確立	
(研究体制の整備)		(2)自己点検・自己評価	
(都市研究プラザ)		(評価項目)	
(大阪市の研究機関と連携)	P7	(実施方法)	
(2)研究の活性化		2 評価結果の公表及び大学活動の改善	
①研究の支援、研究基盤の整備		V その他業務運営に関する重要事項	
(研究の支援)		1 人権の尊重、法令遵守等に関する措置	
(研究基盤の整備)		(人権の尊重)	
②研究の水準・成果の検証		(コンプライアンスの確立)	
(多面的な検証)		(個人情報の保護)	
(外部委員による評価)		2 情報公開等の推進に関する措置	
③研究成果の公表		(大学の活動情報の公開)	
(情報の発信)		(長期計画の策定と公開)	
(情報発信体制の整備)	P8	3 施設設備の管理・整備・活用等に関する措置	P14
(国際的な情報発信)		(施設等の整備)	
④研究体制にかかる特記事項		(情報基盤の整備・活用)	
(理学部附属植物園)		(施設等の有効活用及び維持管理)	
(すぐれた教育研究拠点の形成)		4 安全の確保等に関する措置	
3 社会貢献に関する措置		(事故防止)	
3-1 地域貢献		(学生等の安全確保等)	
(1)地域貢献の推進体制		VI 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画	
(2)地域貢献の活性化		1 予算(平成20年度)	P15
①人材の育成		2 収支計画(平成20年度)	P16
②高校等との連携		3 資金計画(平成20年度)	P17
③地域社会等との連携・協力等	P9	VII 短期借入金の限度額	P18
(地域との連携、地域の活動への参画)		1 短期借入金の限度額	
④生涯学習の支援		2 想定される理由	
(公開講座等)		VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
(インターネット講座等)		IX 剰余金の使途	
⑤産学連携の推進			
(新産業創生研究)			

平成20年度 年度計画の概要（基本的な考え方）

平成20年度は、中期計画期間の第2段階、すなわち平成18、19年度の着手（体制の整備、実施案の策定、試行等）の段階から達成（実施から一定の成果）の年度となる。

これを踏まえ、平成19年度までの各年度計画の取り組みに基づき、大学理念の具体化、中期計画の達成に向け、着実に事業を推進する。

このため、以下のような取り組みを進める。

○教 育

・教育推進本部等において、引き続き共通教育と専門教育を有機的に連携させる学士課程のあり方の検討を行うとともに、昨年4月に設置した英語教育開発センターを中心に英語教育のより一層の充実を図る。また、新入生の学士課程教育への円滑な移行を図る初年次教育の充実に向けて、初年次教育運営委員会を設置する。

・教員資質の向上や授業改善に取り組むため、大学院教育も含めた授業評価やFD活動の実施について企画内容等の工夫を行う。

・GP等に採択された文部科学省教育助成プロジェクトを推進し、特色となる教育分野への予算配分方針を確立する。

・学部、大学院において社会人が学びやすい環境を整えるため長期履修学生制度の規程を整備するとともに、経営・経済両研究科の連携による新たなビジネス系修士課程の検討など、大学院レベルでの社会人教育の充実を図る。

・学生に対する全学的な相談窓口の設置、就職支援、キャリア形成支援の一層の充実など、全学的な事務組織の再編に基づき学生支援体制の整備に取り組む。

○研 究

・都市研究プラザにおいて、文部科学省の研究助成プロジェクトであるグローバルCOE事業を中心とした先端的都市研究を推進する。

・研究科横断・融合型の複合先端研究機構において、都市圏における環境再生に向けたエネルギー・水・生態系の循環・活用方法等の研究に取り組み、その成果の社会への還元を図る。

・これまでの特別研究（重点研究・都市問題研究・新産業創生研究）のあり方についての検討を踏まえ、新たな特別研究体制を構築する。

○地域貢献

- ・近鉄文化サロン阿倍野との共催講座を本格的に実施するなど、公開講座の充実を図り、地域貢献をより積極的に推進する。
- ・大学コンソーシアム大阪や大阪市教育委員会等との連携を強化し、高校等との連携のより一層の充実を図る。
- ・新産業創生研究センターにおいて、「大阪市立大学シーズ集2008」を作成し、ホームページで公開するほか、各種シンポジウム・セミナー等の開催により産学官連携を推進する。

○附属病院

- ・平成18年度に策定した中期指針に基づき、部署ごとの進捗管理を行うとともに、新病院情報システムの開発による診療科（部門）別、患者別、疾病等の収支算定手法の整備に取り組み経営改善を図る。
- ・患者サービス、医療の質、医療安全等の向上を図るため、良質医療委員会の取り組みを中心に、医療環境の整備を行う。
- ・医療スタッフのレベルアップのため、これまで実施している各種医療研修等を検証し、専門技術研修の整備・充実を図る。

○業務運営その他

- ・管理運営経費や光熱水費等のコスト分析をより一層進め、経費の性質や事業内容に応じた予算編成を行い、予算の効果的な活用を図る。
- ・各業務の分析を通じて事務の集約化・標準化・情報化による効率的な業務運営が推進できる事務体制の構築に取り組む。
- ・IT化検討委員会において「IT化推進計画（仮称）」について検討し、効率的なIT化の推進による教育研究等の支援体制の充実とサービス機能の強化を目指す。
- ・「公立大学法人大阪市立大学における点検・評価の基本的考え方」に基づき、点検・評価の指針を策定し、評価制度の確立を図る。
- ・焦点を絞った施設の耐震調査を実施するとともに、将来的なキャンパス整備計画の策定に取り組む。

平成20年度 年度計画

I 教育研究等の質の向上を達成するための措置

1 教育に関する措置

(1)教育の内容

①学生の受入れ

(入学者選抜制度)

・「入学者追跡調査委員会」の報告に基づき、各学部・研究科において、継続的に入試制度の検証を行い改善に取り組む。

(広報活動)

・引き続き各学部・研究科において、高校等からの依頼に応じる体制の一層の充実に努める。

・引き続き大学コンソーシアム大阪の「高校生のための大学フェア」など高大連携の取組みに参加・協力する。

・オープンキャンパスにおいて、アンケート調査を実施し、より高校生のニーズや希望に即した内容となるように充実を図る。

・新ホームページへの移行及び随時更新、広報誌の発行や大学見学企画などを実施する。

・その他全学的な広報活動について、広報戦略会議の検討結果や広報企画補佐の意見を参考に、随時見直しを行いつつ取り組む。

・留学を志望する外国の学生のためにホームページの英語版の一層の充実を図る。

②教育課程の編成

(学部教育)

・「初年次教育運営委員会」を設置し、平成21年度からの初年次教育の内容について具体的に検討するとともに、大学教育研究センターにおいて、共通教育と専門教育を有機的に連関させる一貫性ある学士課程教育のあり方へと研究を進める。

・各学部において、学士課程のあり方について、継続的に検討を進め、カリキュラム編成や履修モデルの作成に反映させる。

・各学部・研究科において参加型教育を推進・充実する。

・学部第2部のあり方についての方針に基づき、改革に着手する。

(外国語教育)

・教育推進本部及び各学部・研究科は、英語による授業科目数の増加を図るとともに、海外の語学講習会への参加を奨励する。

・引き続き、英語教育の改善・充実に取り組む。

・各学部・研究科は、英語教育開発センターと連携して英語授業の充実を図る。

(大学院教育)

・各研究科で分野横断型履修の拡大について検討を行い、課題等が生じれば教育推進本部等で対応する。

(社会人教育)

・学部第2部のあり方についての方針に基づき、各学部・研究科において、社会人教育の充実を図る。

・平成21年度からの長期履修学生制度の実施に向けて規程の整備等を行う。

(高度専門職業人教育)

・経営学研究科と経済学研究科での専門職大学院についての協議を継続する。

・文理融合型の研究分野のあり方について、理系研究科と経営学研究科での連携を引き続き検討する。

・看護学研究科における博士課程の設置及び医学部看護学科の看護学部への改組について引き続き検討する。

平成20年度 年度計画

③授業形態、学習指導法等

(シラバスの充実)

- ・引き続き、各学部・研究科において、専門科目シラバスの更なる内容充実に向けて検討を行う。
- ・各学部・研究科は、他学部・他研究科の学生が履修可能な科目をホームページ（シラバス等）に掲載する。

(学部教育)

- ・大学教育研究センターは引き続き、学生の理解を高め、教育効果を上げるため、本学の教育の質の組織的向上と教員の指導技術の向上につながるよう、FD研究会、FDワークショップの実施及び企画内容の工夫を行う。
- ・各学部・研究科は、インターネットの活用、オフィスアワーの開設などによる授業時間外の履修指導に組織的に取り組む。
- ・大学教育研究センターにおいて、引き続き授業評価アンケート等による検証を行い、双方向授業の拡充を図る。

(大学院教育)

- ・各研究科は、授業評価アンケートの実施などにより、大学院教育の改善に取り組む。
- ・各研究科において複数の教員による指導体制について検討する。
- ・引き続き、学友会と連携し、大学院生の学会活動等に対する支援を行うとともに、そのあり方についても検討を行う。

(高度専門職業人教育)

- ・該当研究科において、今後も高度専門職業人教育のための取り組みを進める。
- ・大学コンソーシアム大阪が提供する、実務家・企業経営者による講義への参加を奨励する。

④適切な成績評価等の実施

(学部教育)

- ・引き続き、各学部において、専門科目シラバスの更なる内容充実に向けて検討を行う。
- ・各学部・研究科は大学教育研究センターと連携のうえ、継続的に成績評価の適切性について検証し、その適切な成績評価を行う。
- ・引き続きGPA制度の導入の可能性を検討し、可能な学部は導入に向けた準備を行う。

(大学院教育)

- ・学位論文の審査手続・審査基準をホームページに掲載する。

⑤ファカルティ・ディベロップメント(大学教員の能力や資質の開発。以下「FD」という。)

(全学での取組)

- ・引き続き大学教育研究センターは、教育改革シンポジウムとFD研究会をそれぞれ開催する。
- ・引き続き、授業ワークショップ等のFD活動を実施する。
- ・各学部・研究科及び大学教育研究センターは、授業評価アンケートの継続的な実施を通じて、授業評価のあり方について検討する。

(部局での取組)

- ・各学部・研究科に設置されたFD委員会等により、継続的にFD研修会等のFD活動を実施する。

(授業の改善)

- ・教育改革シンポジウム、FD研究会、FDワークショップ等の実施や、大学教育研究センターの調査・研究に基づき、各学部・研究科において具体的な授業改善を進める。
- ・引き続き、学友会による優秀教員や優秀テキストの顕彰について、教育推進本部において引き続き積極的に関与する。

平成20年度 年度計画

・大学教育研究センター及び各学部・研究科において、引き続き教育上の効果を測定する方法について検討するとともに、その活用方法を研究する。

⑥教育の成果・効果の検証

(追跡調査)

・入学者追跡調査委員会において、引き続き、学生の入学時から就職後に至るまでの追跡調査等を実施・分析し、その結果を各学部・研究科へ提案する。

(外部評価の活用)

・大学教育研究センターの「外部の教育評価制度を活用するための具体策の検討について」の報告に基づき、教育推進本部において教育における外部評価の活用について検討する。

・JABEEによる教育評価が未実施の該当学部・学科において実施の必要性等について決定する。

(2)教育の実施体制等

(全学共通教育と専門教育の有機的連携)

・引き続き、教育推進本部は、教育推進本部会議および専門委員会を開催し、関係業務の改善策を検討・実施する。

・引き続き、大学教育研究センター会議において、教育推進情報室（仮称）の役割・機能・規模・設置の可能性等について検討を行っていく。

(大学教育研究センター)

・大学教育研究センターは、引き続き各種の調査・研究の推進及びその成果に基づき各学部・研究科の教育活動改善への支援を実施していく。

(ITの活用)

・大学のIT化（情報）計画及びIT化にかかる規則、導入・運用方法等について必要なルールを検討し策定する。

・公開授業を実施するための設備整備に関して、機能強化に向けた調査・研究を行う。

・電子教材の公開を実施するための設備整備に関して、機能強化に向けた調査・研究を行う。

・引き続き、入学者追跡調査委員会において、学生データベース等の構築に向けた環境整備に組んでいくとともに、収集・活用におけるガイドラインを作成する。

・情報リテラシーについての体系的な講習会の整備に向け検討を行うとともに、テレビ会議に関する講習会を実施する。

(教育の支援)

・学術情報総合センターは、引き続き、教育・学習に必要な資料の整備拡充に努め、システム及びネットワーク整備に関して、機能強化に向けた調査・研究を行う。

・引き続き、総合的な教育研究支援施設としての学術情報総合センターの利便性の向上について、継続的に検討を行う。

(教育の実施体制にかかる特記事項)

・特色となる教育体制への予算配分の基本方針に基づき、予算を確保したうえで適切に配分する。

・引き続き、都市健康・スポーツ研究センターの「企画運営委員会」において、「都市健康・スポーツ研究センター構想」（2005年）の具体化について検討していく。

(3)学生への支援

(学生支援体制の整備)

・全学的な学生支援体制の再編にあわせ、学生担当委員会において、学生相談窓口の設置について、引き続き検討を行う。

・各学部・研究科は学生の学習や生活全般にかかわる相談を受けるための体制の充実を図る。

(学習相談・助言)

・各学部は、1回生担任制ないし、類似の学習相談制度の充実を継続して推進する。

平成20年度 年度計画

- ・各学部・研究科は、引き続き履修概要や履修ガイダンスの改善に努める。
- ・大学教育研究センターは、各学部・研究科における学習相談を支援するため、カリキュラム・授業科目のあり方を含めた教育的支援のデザインづくりに関する研究を行う。
- ・教育推進本部は、組織的できめ細かい学習相談の実施に向け、教育相談室の運営計画を策定する。

(キャンパスライフの充実)

- ・学生のニーズに合わせ、「学生生活ガイド」の掲載内容を見直し、その充実を図る。
- ・奨学金、授業料減免、アルバイト、保険加入などの情報の拡充を図る。
- ・引き続き、成績優秀者に対するインセンティブのあり方について学生担当委員会等において検討を行う。
- ・引き続き、学友会と連携して顕彰制度を充実させ、クラブ・サークル活動を奨励する。
- ・地域でのボランティア活動に関する各種情報の、学生に対する提供方法を検討する。
- ・学生の定期健康診断受診率の向上のため、在学生に受診勧奨ビラを配付するなどの方策に取り組む。
- ・引き続き、都市健康・スポーツ研究センターでは、体育会会長として各イベントに参加協力するとともに、体育会系クラブ・サークルの顧問を担当するほか、積極的に技術指導を行う。

(キャリア形成支援)

- ・大学教育研究センターはキャリア形成支援授業の充実のための研究を行う。
- ・各学部・研究科において、引き続き、卒業生の就職先についての調査を実施するとともに、その調査結果の活用の充実を図る。
- ・引き続き、各学部・研究科の就職情報ページの充実を図る。
- ・引き続き教育推進本部は、大学生協、学友会と協働のもと、資格取得支援講座等を実施する。
- ・卒業生・教員等による起業・NPO設立あるいはその支援組織に対して、その評価とともに、必要に応じて支援体制を学友会などと連携して進める。
- ・引き続き、大阪府、大学コンソーシアム大阪からの要請に基づき、インターンシップに参加する学生を大学として推薦するとともに、インターンシップの充実に向けて、学内組織の整備を検討する。
- ・景気動向ならびに雇用情勢を踏まえて、ガイダンスの内容・開催時期を見直して実施する。
- ・継続的に、学友会が開催する公認会計士・弁理士等の講座への支援を行う。

2 研究に関する措置

(1)研究の実施体制

(研究体制の整備)

- ・研究推進本部において引き続き本学における研究の戦略及び基本方針等を検討し具体的な施策を進める。
- ・平成19年度における特別研究のあり方の検討を踏まえて新たな特別研究の制度を構築する。
- ・引き続き研究推進本部において研究にかかる情報収集、研究計画の立案、研究の実施に係る共同作業について取り組む。

(都市研究プラザ)

- ・都市研究プラザの活動をG-COE事業を中心に推進する。
- ・都市研究プラザは、G-COE事業及び各研究プロジェクトの成果をまとめ、ウェブ/ジャーナル、冊子体刊行物、シンポジウム、フォーラムの開催などを通じて、対外的に発表する。「都市文庫」「経研文庫」「グローバルベース」「上田写真コレクション」等についても充実を図る。
- ・引き続き、本学において国際シンポジウムを開催し、国際的都市研究ネットワークの強化を図る。

平成20年度 年度計画

- ・引き続き、都市研究プラザ国際諮問委員会 (URP International Advisory Board, IAB) を開催する。
- ・大阪市や地域社会と連携し、研究プロジェクトを推進する。
- ・平成20年度は、新たな現場プラザの開設を検討する。
- ・平成20年度は、メルボルン他海外プラザを開設する。

(大阪市の研究機関と連携)

- ・「大阪市研究機関の研究領域に係る懇談会」の下のワーキンググループの活動を通じて、市立工業研究所、環境科学研究所等との連携を図る。
- ・大阪府立大学との連携により文部科学省の委託事業の一環として実施した、数学・理科基礎調査の結果等に基づいて、引き続き大学教育研究センターにおいて分析・研究を行う。

(2) 研究の活性化

① 研究の支援、研究基盤の整備

(研究の支援)

- ・引き続き、国際学術シンポジウムの開催やその支援を行うとともに、その組織的バックアップ体制を整備する。
- ・各研究科において、女性教員の積極的採用について引き続き検討する。
- ・学内に育児施設を設置するための課題について、具体的な検討を進める。
また、医学部附属病院の新院内保育所の安定的な運用に努めるとともに、利用時間の延長など、ニーズの調査等を行う。
- ・女性研究者の要望を集約し、その結果を研究推進本部において公表しつつ、今後の支援策について検討する。
- ・海外派遣制度の充実も含め、若手研究者への研究支援に取り組む。
- ・ポスドクの活用方法についての考え方を取りまとめる。
- ・新たな特別研究の制度に若手研究者への研究支援制度を導入する。

(研究基盤の整備)

- ・平成21年度からの電子ジャーナルの増強に向けて準備を進めるとともに、ネットワーク整備に関して、機能強化に向けた調査・研究を行う。
- ・研究基盤整備に関して、機能強化に向けた調査・研究を行う。
- ・「大阪都市文庫」の大阪都市資料などのデータベースにつき、引き続き充実を図る。
- ・理系学舎の建て替え計画にあわせて大型実験施設の集約化および共同利用研究施設の一元的管理体制等について計画化を図る。
- ・研究施設設備の共同利用について、大阪府立大学との協議を進める。

② 研究の水準・成果の検証

(多面的な検証)

- ・「公立大学法人大阪市立大学における点検・評価の基本的考え方」に基づき、研究推進本部において、研究成果を検証する仕組みについて具体化する。
- ・各研究科は、引き続き研究紀要等の信頼性を増し、高水準なものとするため、現行制度を検証する。
- ・欧文サマリーの導入が未実施もしくは一部実施の研究科において、引き続きその導入を検討し、可能であれば実施する。

(外部委員による評価)

- ・各研究科において、学外から選任した評価委員による評価やピアレビュー（各専門分野の研究者による相互評価）を定期的に受ける。

③ 研究成果の公表

(情報の発信)

平成20年度 年度計画

- ・「大阪市立大学研究者要覧2007」および「大阪市立大学シーズ集2008」をホームページで公開し、引き続き教員の研究業績等の情報公開を進める。
- ・ホームページに修士論文を未掲載の研究科については、タイトルや内容の掲載について検討する。
- ・各研究科等において引き続き国際シンポジウムを開催する。
- ・引き続き市民講座・公開講座を開催するとともに、その内容の多様化と充実に努める。
- ・引き続き学術情報総合センターにおいて、計画に基づき貴重資料の電子化を進める。

(情報発信体制の整備)

- ・新広報体制のもと、全学広報と学部広報との連携を図りつつ、メール等を通じて広報関連情報を提供していく。
- ・引き続き、各学部・研究科は委員会を中心に広報活動を推進する。

(国際的な情報発信)

- ・研究成果の外国語の情報発信について引き続き検討する。
- ・引き続き、OCUprospectusを作成し、公表する。

④研究体制にかかる特記事項

(理学部附属植物園)

- ・絶滅危惧植物のリストを作成し、その保護を行う。
- ・入場者向け駐車場について、体制の整備を行い、供用を開始する。
- ・植物目録を改定し、一般入場者の利便のために有料頒布を行う。
- ・引き続き広報に努める。

(すぐれた教育研究拠点の形成)

- ・グローバルCOE採択プロジェクト等に対する本学支援の検討を進め、支援を行う。
- ・文部科学省「戦略的大学連携支援事業」の活用をはじめ、大阪府立大学と共同して産学連携事業を実施する。
- ・平成19年度に立ち上がった複合先端研究機構において、都市圏における環境の再生に向けて、理系研究科横断・融合的な研究を行い、その成果の社会への還元を図る。

3 社会貢献に関する措置

3-1 地域貢献

(1)地域貢献の推進体制

- ・地域貢献推進本部は、近鉄文化サロン阿倍野との共催講座を開始するなど、教職員が一体となって地域貢献をより積極的に推進する。
- ・各学部・研究科において、それぞれの地域貢献推進の体制の下、地域貢献をより積極的に推進する。
- ・看護学研究科の地域貢献あり方検討委員会において、地域住民の療養生活に看護支援を行う体制を構築できるか検討を行う。

(2)地域貢献の活性化

①人材の育成

- ・生活科学研究科の地域交流室を核として、QOLプロモーターの育成を引き続き推進する。

②高校等との連携

- ・引き続き大学コンソーシアム大阪との連携、高大の双方向連携のあり方を検討し、実施する。
- ・引き続き高校生対象の府大・市大連携講座の開催を検討し、高校化学グランドコンテストについては、大阪府立大学との共催に向けた取り組みを図る。
- ・引き続き新しい高大連携のあり方について検討する。
- ・大阪市教育委員会の協力の下に市立の高校との連携をより一層充実する。

平成20年度 年度計画

・大阪府教育委員会が実施する、教員を対象とした「土曜自主講座」において、大学コンソーシアム大阪と連携し、講座を提供する。

③地域社会等との連携・協力等

(地域との連携、地域の活動への参画)

・法学研究科において、市民を対象とした無料法律相談を継続するとともに、中小企業支援法律センターの取組を引き続き推進する。

・平成19年度における特別研究のあり方の検討を踏まえて、平成20年度からの「都市問題研究」を含む新たな特別研究体制を構築する。

・住吉区民セミナーを引き続き共催する。

・引き続き、地域振興のための研究科独自の調査研究プログラムを企画立案し、NPO・NGO活動への協力支援を行う。

・地域貢献推進本部において、あらためて地域の小・中学校との連携の方策を検討する。

・生活科学研究科は、地域貢献推進本部と連携して、引き続き地域住民を対象とした相談事業を推進する。

・大阪府立大学学術情報センターとの相互協力事業の調整や大阪市立図書館との相互協力事業の本格実施など、さらなる相互協力の推進をめざすとともに、大阪市のIT関連の各種審議会に参画する。

・引き続き、都市健康・スポーツ研究センターの「地域貢献委員会」において、健康増進事業等の支援策等について検討していく。

・引き続き、都市健康・スポーツ研究センターの「地域貢献委員会」において、大阪スポーツ・アカデミーの可能性について検討していく。

・引き続き、自治体等の各種審議会等への参画を促進する。

④生涯学習の支援

(公開講座等)

・文化交流センターは、現行の公開講座等について引き続き点検し、統一的視点からの再編に努める。

・引き続き民間の教養講座等との連携を図り、生涯学習の支援に努める。

・理学研究科において、相談を受け付け回答するためのコンピュータシステムを検討し、テーマを絞った相談窓口を試行的に開設する。

・文化交流センターは、生涯学習関係講演会の開催を引き続き推進する。

・具体的な「新図書市民利用制度」の実施要項の項目を検討し、「図書市民利用制度」の必要な拡充を行う。

・文化交流センターは、生涯学習支援の方策を引き続き検討する。

・長期履修学生制度の平成21年度実施に向けた準備を行う。

・都市健康・スポーツ研究センターは、引き続き公開講座を実施していく。

・文化交流センター及び学術情報総合センターは、これまで記録した市民講座やセンター企画講座をDVD化し、市民に提供する。

(インターネット講座等)

・地域貢献推進本部は、引き続き動画によるインターネット講座を実施し、そのノウハウを蓄積する。

・平成19年6月に設置した「IT化検討委員会」におけるIT化の課題等の再精査の結果に基づいて今後検討を行い、更に充実したインターネットを利用した学習システムを構築していく。

⑤産学連携の推進

(新産業創生研究)

・共同研究等へつなげる前段階として、企業からの技術相談等のでこ入れ策を検討・実施する。

平成20年度 年度計画

- ・ NEDOフェロー（産業技術フォローシップ事業）の導入の検討をはじめ、新産業創生研究センターの組織の活性化を図る。
- ・ 「大阪市立大学（OCU）ニューテックガイド2009」等の拡充に向けた準備に取り組む。
- ・ 医学研究科及び附属病院は、引き続き「健康・予防医療ラボラトリー」の充実を図る。
- ・ 引き続き、医学研究科・附属病院において、特定保健用食品の積極的な開発を図る。
- ・ 治験拠点病院として必要な全ての機能を果たすべく、平成20年度の体制整備目標及び機能充実目標を設定し、引き続き「医薬品・食品効能評価センター」の整備・充実を図る。
- ・ 研究推進本部及び理系研究科は、測定・解析、装置制作等に関わる外部からの依頼の受入れ拡充の方策をまとめる。
- ・ 大阪産業創造館において開催している、オープンラボラトリーの内容についてさらなる充実を図り、受託研究の件数を増やす努力をする。
- ・ 研究推進本部は、地域貢献推進本部と連携し、地域経済活性化のために大学外機関との連携のプラットフォーム（枠組み）を構築し、大学発ベンチャーの推進に努める。
- ・ 関西経済連合会、関西経済同友会、大阪商工会議所などの経済団体や、近畿経済産業局、大阪市経済局、大阪産業創造館や大阪TLOとの連携強化の方策について取りまとめる。
- ・ 大阪商工会議所企業経営支援委員との交流協定に基づき、産学連携を推進する。

（データベースの充実）

- ・ 大阪市立大学産学連携データベースの登録件数の拡大を図るため、教員に対して、同データベースの登録の周知徹底を図る。

⑥都市・大阪のシンクタンク

- ・ 引き続き、高原記念館の設備を活用してセミナー等を開催する。
- ・ 平成19年度に立ち上がった複合先端研究機構において、都市圏における環境の再生に向けて、理系研究科横断・融合的な研究を行い、その成果の社会への還元を図る。

3-2 国際貢献

(1)国際交流の活性化

(研究交流)

- ・ 都市研究プラザは、国際的に共通する都市の課題について、G-COE事業推進を通して、本学独自の研究を進める。
- ・ 研究推進本部において、外国の提携先大学との共同研究につき、研究科の実情に配慮しつつ、課題の整理を引き続き行う。
- ・ 引き続き、国際的な研究支援のための体制の構築を検討し、体制（案）を策定する。
- ・ これまでの成果を検討しつつ、外国の大学との研究交流を引き続き拡大する。
- ・ 各学部・研究科は学部・学科間国際交流の現状を把握し、国際交流の一層の充実を図る。
- ・ 都市文化研究センターは、都市研究プラザとの連携を図りつつ、その研究・教育事業を継続する。また、華東師範大学（中国）、中国社会科学院歴史研究所、国立ガジャマダ大学（インドネシア）、インドネシア国立芸術大学（インドネシア）、チュラロンコン大学（タイ）との間で共同研究を実施する。
- ・ 全南国立大学、上海財経大学との共同研究プロジェクトを推進するとともに、引き続き国際的な支援プログラムに積極的に参加する。
- ・ 新規JICA研修に向けての予備交渉を進める。
- ・ 法学研究科は、ドイツ・フライブルク大学との日独シンポジウムをフライブルク大学で開催する。
- ・ 引き続き、医学研究科はロンドン大学及びトーマス・ジェファーソン大学との交流を促進する。

(学生交流)

平成20年度 年度計画

- ・学生の海外派遣制度やその支援策としての語学研修などについて検討し、それを推進する。
- ・「外国人留学生のしおり」を全文英訳を行うとともに、ホームページの留学生向け案内を英語版に翻訳する。
- ・留学生ボランティアグループと今後の支援のあり方を含め、各種行事の充実に向け協議を行う。
- ・留学生向けの行事について、日本人学生と留学生との相互理解を深める方策を学友会と引き続き協議し、その充実を図る。
- ・引き続き各学部・研究科は、独自の留学制度について検討する。

(情報発信)

- ・改修後の英語版新ホームページを随時更新することにより、国際的な情報発信を充実する。

(2)国際交流の実施体制

- ・研究推進本部及び教育推進本部は、国際交流の体制整備に向け、引き続き検討を行う。

4 附属病院に関する措置

(1)附属病院の診療・運営

- ・病院長のリーダーシップのもと、病院運営の迅速性と効率性を確保する。
- ・引き続き、附属病院において病院情報システムの安定稼働を図る。
- ・臓器別・疾患別の診療体制を中心とした病棟再編成を行うとともに、病棟機能の向上を図るためHCU等の整備を行う。また、救急医療機能の充実を図る。
- ・引き続き、良質(QC)医療委員会の取り組みを中心に医療環境の整備を行う。
- ・医療機関情報院内配信システム整備の調査・検討を行うとともに、病院情報誌の発行及び地域連携パスモデルを作成する。
- ・他大学や他病院における実施状況等を参考にしながら、本学・本院における評価制度の実施状況、評価項目、評価者等の詳細な実施要綱について、法人運営本部、教員層や他部門と連絡調整を行いながら、検討を行う。
- ・「(仮称)業務のあり方・改善に関する委員会」を設置し、検討を開始する。
- ・引き続き、緊急時における医療体制の整備につき、大阪市危機管理室と連携して検討を進める。
- ・平成18年度に策定した中期指針に基づき、部署ごとの進捗管理を行い、安定経営に努める。また、診療科(部門)別・患者別・疾病別などの収支の算定手法の整備に取り組む。
- ・高額医療機器の整備計画を早期に策定する。

(2)臨床教育、臨床研究

(臨床教育)

- ・現在実施されている各種医療研修の精査を行い、看護師の確保・定着を図るためのキャリアアップ制度をはじめ、専門技術研修の整備・充実を図る。
- ・病院「医療研修部」としてスキルスシミュレーションセンター(SSC)及び卒後臨床研修センターの一体的管理運営を開始する。
- ・引き続き、地域医師会との医療連携組織の運営・企画を進める。

(臨床研究)

- ・引き続き、共同研究を基本とし、健康・予防医学研究の推進として、医薬品、食品等も含んだ特色ある研究体制、治験体制を充実させる。
- ・引き続き、平成19年5月更新の病院情報システム(電子カルテ)の稼働状況を踏まえて、先進的な情報通信資源の活用による医療研究について検討を進める。

II 業務運営の改善及び効率化に関する措置

1 運営体制の改善

(1)柔軟な組織編成

平成20年度 年度計画

(組織編成の基本方針)

- ・平成20年度中に学生支援及び教育研究支援体制の抜本的な見直しを行う。

(全学共通教育)

- ・教育推進本部において、引き続き全学共通教育の見直しについて検討し、全学協力体制のあり方を含め具体案を策定する。

(大学院教育)

- ・引き続き、各研究科及び教育推進本部会議において全学的見地から大学院のあり方について検討を行う。

(2)教育研究等の支援体制の充実

- ・引き続き、教育推進本部・研究推進本部・地域貢献推進本部および各本部会議等において、関係職員の積極的な参画を図り各事業を推進する。

2 多様な人事制度

(多様な人事制度)

- ・引き続き、法人職員研修制度等について検討する。
- ・引き続き、大学職員を対象とした各種研修会やセミナーに職員を積極的に派遣する。
- ・引き続き、非常勤講師及び特任教員の活用を図る。

(長期研修制度等)

- ・引き続き、教員のサバティカル制度及び職員の長期研修制度のプログラムを検討し、早期実施を目指す。

3 戦略的な予算配分

(全学共通経費)

- ・教育推進本部・研究推進本部は、重点となる教育・研究分野に適切に全学共通経費を配分する。

4 業務執行の改善

(1)サービス機能の強化

- ・全学的な事務組織の見直しを受けて、教職員一体となった体制の検討を行う。

(2)柔軟な業務執行

- ・定型的な業務のアウトソーシングに取り組むなど、柔軟な業務執行体制の構築を検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する措置

(学生納付金等)

- ・学生納付金の適正な金額設定により、安定的な収入確保を図るとともに、エクステンションプログラムの提供など自己収入増の可能性を追求する。

(科学研究費補助金等)

- ・引き続き、国及び民間等の公募型研究に関する情報収集、学内での共有化を図るとともに、より効果的な申請を効率的に行いうる体制を確保する。

(共同研究、受託研究、寄附金等)

- ・大学の研究成果に対する産業界等のニーズに関する情報収集と学内への周知を積極的に行う。

(知的財産)

- ・新産業創生研究センターを中心に、大学知的財産アドバイザー制度を活用するなどして、引き続き知的財産関係諸規程等の整備に取り組むとともに、学内教員によるアドバイザー制度を設ける。

- ・利益相反マネジメントポリシー等の早期の整備に取り組む。

2 経費の抑制に関する措置

平成20年度 年度計画

(管理的経費の抑制)

- ・より一層のコスト分析を行い、経費の性質や、所属ごとの事業内容に応じた予算編成を行う。
- ・法人運営本部は、各課の業務分析を通じて、事務の集約化・標準化・情報化による効率向上を推進する。
- ・引き続き省エネルギー運動を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する措置

(資産の効率的・効果的運用)

- ・引き続き、資産の運用、管理にかかる情報を集約し、適切な管理を行う。
- ・現在進められようとしている業務改編に伴う施設使用状況を把握したうえで、スペースの再配分・活用を検討する。
- ・キャンパス整備計画検討委員会を設置し、キャンパス整備の将来計画及び施設の有効活用を検討する。

IV 自己点検・評価及び当該情報の公開等に関する事項

1 評価制度の確立

(1)教員の業績評価制度の確立

- ・「公立大学法人大阪市立大学における点検・評価の基本的考え方」に基づき、点検・評価の指針を策定し、個人評価のシステムを含めた評価制度の確立を図る。

(2)自己点検・自己評価

(評価項目)

- ・設定した評価項目について、「公立大学法人大阪市立大学における点検・評価の基本的考え方」及び平成18、19年度に実施した部局評価を踏まえて、検証を行う。

(実施方法)

- ・「公立大学法人大阪市立大学における点検・評価の基本的考え方」に基づき、点検・評価を進める。
- ・自己評価書を提出し、秋に予定される認証評価機関の訪問調査の準備に対応する。

2 評価結果の公表及び大学活動の改善

- ・業務実績報告書をホームページに公表する。
- ・「公立大学法人大阪市立大学における点検・評価の基本的考え方」に基づき、評価結果の反映の仕組みについて検討を行う。

V その他業務運営に関する重要事項

1 人権の尊重、法令遵守等に関する措置

(人権の尊重)

- ・人権尊重の視点に立った取り組みを引き続き行い、充実を図る。

(コンプライアンスの確立)

- ・内部監査を通じて、大学としてのコンプライアンスの確立を図る。
- ・動物実験管理規程をより厳密な表記に変更するため、また内規による組織改編に対応するため改正する。

(個人情報保護)

- ・引き続き、個人情報取扱指針等の法人内への周知徹底を図り、個人情報の適正な取扱いに努める。また、随時大阪市情報公開室と連携し、必要な指導措置を講じる。

2 情報公開等の推進に関する措置

(大学の活動情報の公開)

- ・平成20年度年度計画、平成19年度業務実績報告書、財務諸表等を公表する。以降、年度ごとに順次公表していく。

平成20年度 年度計画

- ・業務実績報告書、財務の概要、事業報告書を作成し、ホームページで引き続き公表する。

(長期計画の策定と公開)

- ・中期目標・中期計画の達成状況を踏まえて、新たな長期計画について検討する。

3 施設設備の管理・整備・活用等に関する措置

(施設等の整備)

- ・耐震改修促進法(3階建以上、かつ1,000㎡以上の建物)の適用対象外施設についても、学生・教職員が利用していることから、必要に応じて耐震調査を行う。

- ・理学部学舎及び理系実験棟の整備について、基本プランの策定と事業化手法の検討を行う。

(情報基盤の整備・活用)

- ・教務事務システムについては、大学院システムの稼動に向けシステム開発を行う。

- ・全学認証システム等の基盤システムについて、職員課IT担当と協力してシステム開発に当たる。

- ・学術情報総合センターは、情報処理ネットワークシステムの「これからの管理体制のあり方」の案を参考に新たな体制を検討したうえで、実行に向け各部署と協議を行い、具体案を作成する。

(施設等の有効活用及び維持管理)

- ・施設マネジメント・システムを構築するための検討を、引き続き行うとともに、施設・設備機器台帳の整備についても引き続き行い、更新の年次計画を策定する。

- ・引き続き、省資源・省エネルギーについての具体的な対策を実施する。

4 安全の確保等に関する措置

(事故防止)

- ・作業環境測定の実施、防災訓練の実施、災害救助用備品の配備など安全衛生の確保のための各種業務の充実に努める。

- ・医学部においては、職場巡視の実施の徹底や第1種衛生管理者の育成、その他未実施項目に取り組む。

(学生等の安全確保等)

- ・教育推進本部及び理系研究科は、引き続きマニュアルに基づく指導の確認、指導方法の点検等を行っていく。

- ・各学部・研究科は引き続き学生の海外研修の届出及びその際の保険加入の徹底を促す。

- ・ガイドラインに基づき、学生向けマニュアルを作成する。

VI 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

1 予算(平成20年度)

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	15,469
補助金等収入	426
自己収入	27,781
(内) 授業料・入学料・検定料	5,252
附属病院収入	21,595
その他	934
受託研究等収入	740
寄附金収入	803
長期借入金収入	600
基金取崩	232
計	46,051
支出	
教育研究経費	5,225
診療経費	11,930
人件費	25,743
一般管理費	1,352
受託研究等経費	701
施設・設備整備費	832
長期借入金償還金	268
計	46,051

【人件費の見積もり】

期間中総額、25,743百万円を支出する。(※退職手当を含む)

2 収支計画(平成20年度)

(単位:百万円)

区分	金額	
費用の部		
經常費用	45,642	
業務費		42,377
教育研究経費		4,759
診療経費		11,177
受託研究等経費		698
役員人件費		95
教員人件費		13,466
職員人件費		12,182
一般管理費		1,281
財務費用		54
減価償却費		1,930
収入の部		
經常収益	45,864	
運営費交付金収益		15,469
補助金等収益		404
授業料収益		3,826
入学金収益		748
検定料収益		183
附属病院収益		21,595
受託研究等収益		740
寄附金収益		792
雑益		934
資産見返運営費交付金等戻入		230
資産見返寄附金戻入		118
資産見返物品受贈額戻入		821
資産見返補助金等戻入		4
純利益		222

3 資金計画(平成20年度)

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	49,310
業務活動による支出	43,722
投資活動による支出	2,031
財務活動による支出	298
翌年度への繰越金	3,259
資金収入	49,310
業務活動による収入	45,226
運営費交付金による収入	15,469
補助金等による収入	427
授業料及び入学金検定料による収入	5,252
附属病院収入による収入	21,595
受託研究等収入	740
寄附金収入	809
その他の収入	934
投資活動による収入	0
財務活動による収入	600
前年度よりの繰越金	3,484

(注)

基金については、期間を超えて繰り越す予定であるため、翌年度への繰越金としている。

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 50億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。